

平成27年5月25日

福島市議会議長 佐藤 一好 様

議会改革検討会 座長 中野哲郎

議会基本条例施行状況について（答申）

当検討会では、平成27年4月21日付けで議長より諮問された議会基本条例の施行状況について、議会基本条例の三本柱である基本方針ごとに各項目の検証を行い、結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 議会基本条例施行状況の確認結果（総評）

（1）「市民に開かれた議会」について

市民にわかりやすい言葉や表現方法に努めた議会運営や委員会運営を実施し、一定の成果をあげている。今後も継続あるいは拡大に努めるとともに、全議員に問題意識を広げながら、議員の質問だけではなく市当局の答弁も含めたわかりやすい議会運営に努めることが必要であると考えます。

本会議、委員会及び各会議の積極的な公開並びに議案や委員会等の会議資料の公開については大きく前進したものであり、今後も継続すべきものと考えます。

資料の公開のうち、政務活動費に係る収支報告書等の公開については、市民情報室でその写しを公開しているという情報が市民に十分周知されていないことから、さらなる広報のあり方について、改善のための措置の検討が必要である。

市民との情報共有、積極的な情報公開の推進については、議会報告会の実施などその取り組みは概ね達成されている。

議案・請願陳情に対する議員個人の賛否の公表については、未だ実施されていないことから、実施に向けた措置の検討が必要である。

市民参加の推進については、今後も引き続き推進すべきものと考えます。

(2) 「議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会」について

議員間の自由討議については、その取り組みを継続し、その中で課題等について検証すべきものとする。

政策討論会については、震災対応により実施については困難な状況であった。

(3) 「政策立案や政策提言を積極的に行う議会」について

政策立案である条例の制定は、基本条例の趣旨のとおり必要に応じて積極的に取り組んでいくべきものとする。

政策提言については通年議会の特性をいかした委員会活動に努め、今後も市民ニーズに対応し積極的に取り組んでいくべきものとする。

2 議会基本条例施行状況の確認結果

別紙「平成26年度議会基本条例施行状況項目実績及び確認結果」のとおり。

3 結びに

議会基本条例の検証にあたっては、様々な意見が出されたところであり、特に市民の意見を直接聴く機会の創設についても検討が必要ではないかとの意見が出されたところである。今後も本市議会は、議会基本条例の理念のもと、市民の負託に的確に応える努力を続けていくことが必要であるとの結論に達し、以上の意見を添えて答申とする。